

別紙 4

介護施設内保育施設運営支援事業の留意点

- 1 保育施設は、原則 1 2 か月運営し、かつ保育料として 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には 1 か月として算定して差し支えないものとし、また、保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

- 2 実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重するものとする。

- 3 保育施設の種別

- (1) 保育施設の種別は以下の表 1 のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、児童数の算定に関しては、当該保育施設を利用する介護施設に従事する職員の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6 か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

表 1. 保育施設の種別

基準項 目 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A 型特例	4 人未満	2 人以上	8 時間以上
A 型	4 人以上	2 人以上	8 時間以上
B 型	10 人以上	4 人以上	10 時間以上
B 型特例	30 人以上	10 人以上	10 時間以上

- (2) 24 時間保育は、終日いずれの時間帯においても、第 2 に掲げる保育サービスを提供するものとする。

- (3) 休日保育は、以下に掲げる日に第 2 に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、事業所を開所する日を除く。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日（前号に掲げる日を除く。）

4 保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率

(1) 保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数と保育児童数を乗じた金額を合計額とする。ただし、保育料収入相当額の算出に当たって、対象となる保育児童数の上限は表2のとおりである。

表2. 上限人数

種別	保育児童数
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

(2) 負担能力指数

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の保育施設を運営する施設の決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の保育施設運営費に係る設置者負担額（補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、保育施設運営費は、保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

ア 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の保育施設利用職員の児童数を、基準児童数2.6で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

イ その他の経費は、保育施設運営費支出予定額から、保育士等の職員の人件費を除いた経費のうち、県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

ウ 標準人件費は、年額3,186,000円とする。

(3) 負担能力指数による調整率

負担能力指数による調整率は、表3のとおりとする。ただし、保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用せず、調整率を1.0とする。

表 3. 調整率

負担能力指数	調整率
5 未満	1. 0
5 以上 2 0 未満	0. 8
2 0 以上	0. 6

5 病児等保育

(1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な当該保育施設に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1. 6 5 m²以上であること。

(4) 職員配置数

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては、県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

(7) その他

職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

6 緊急一時保育

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない保育施設を設置している施設の介護従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年を含む。)

(2) 対象となるサービス

保育施設が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と、緊急一時保育に関する契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該保育施設の会計で行い、(1)により介護従事者の児童を保育したことにより保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

7 児童保育

(1) 対象児童

保育施設を設置している施設の介護従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童(以下、放課後児童という。)

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。